



2020年5月8日

各 位

会 社 名 株式会社スクロール
代表者名 代表取締役会長 堀田 守
(コード番号：8005 東証第1部)
問合せ先 取締役執行役員経営統括部長 杉本 泰宣
(TEL. 053-464-1114)

当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）の非継続（廃止）について

当社は、本日開催の取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応策（買収防衛策）を継続しないことを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

記

当社は、当社の企業価値・株主共同の利益を確保・向上させることを目的とした取組みの一つとして、2006年5月9日開催の取締役会において、「当社株式に対する大規模買付行為への対応方針（買収防衛策）」（以下「本プラン」といいます。）の導入を決議し、その後、2007年6月21日開催の第66期定時株主総会において議案として株主の皆さまからご承認をいただき、以降、直近では、2017年5月30日開催の第76期定時株主総会の決議により更新し、継続してまいりました。

本プランの有効期間は、2020年5月29日開催予定の第79期定時株主総会終結の時までとなっておりますが、当社を取り巻く経営環境の変化、買収防衛策に関する近時の動向、機関投資家をはじめとする株主の皆さまのご意見、コーポレート・ガバナンスに関する議論の推移等を踏まえ、継続の是非について慎重に検討してまいりました。この結果、当社における本プランの必要性は相対的に低下したと判断するに至ったため、本日開催の取締役会において、本プランを継続しないことを決議いたしました。

なお、当社は、本プランの有無に関わらず、当社の企業価値・株主共同の利益の確保・向上に取り組むとともに、当社株式の大規模な買付行為を行おうとする者に対しては、大規模買付行為の是非を株主の皆さまが適切に判断するための必要かつ十分な情報の提供を求め、併せて当社取締役会の意見等を開示し、株主の皆さまの検討のための情報と時間の確保に努める等、金融商品取引法、会社法その他関連法令に基づき、適切な措置を講じてまいります。

以 上